

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

（1）第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）の策定について

- 資料 1 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）の策定について（意見募集の実施結果）
- 資料 2 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）の策定について（主な修正箇所）
- 資料 3 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）の策定について（本編）

こども未来局

（令和4年2月9日）

「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案) に対する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の素案をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、市民の皆様から次のとおり、御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和 3 年 11 月 26 日 (金) ~ 令和 3 年 12 月 27 日 (月)
意見の提出方法	電子メール、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより (令和 3 年 12 月 1 日号掲載) ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-right: 5px;">かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧</div> } </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> { <div style="margin-right: 5px;">コーナー、市民館、図書館、こども未来局総務部企画課</div> } </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内の掲出 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> { <div style="margin-right: 5px;">地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター等</div> } </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ掲載 ・ 紙資料の閲覧 <div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-right: 5px;">かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧</div> } </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> { <div style="margin-right: 5px;">コーナー、市民館、図書館、こども未来局総務部企画課</div> } </div>

3 結果の概要

意見提出数 (意見件数)		2 5 通 (9 1 件)
内 訳	電子メール	2 2 通 (8 7 件)
	F A X	3 通 (4 件)
	郵送	0 通 (0 件)
	持参	0 通 (0 件)

4 意見の内容と対応

素案の内容に対する意見として、趣旨が案に沿ったもののほか、乳幼児健康診査や保育・子育て総合支援センター、児童相談所、児童養護施設の運営における取組の充実を求める御意見等がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(案)を策定します。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が計画案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後計画を推進する上で参考とするもの
- D：質問・要望の意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

項目	市の考え方(単位：件)					件数
	A	B	C	D	E	
(1) 計画(素案)全般や理念・基本的な視点等に関する事	1	1	0	2	0	4
(2) 施策の方向性Ⅰに関する事	0	1	3	24	0	28
(3) 施策の方向性Ⅱに関する事	0	2	0	15	0	17
(4) 施策の方向性Ⅲに関する事	4	1	4	6	0	15
(5) 子ども・若者を取り巻く個別課題に関する事	0	1	3	13	0	17
(6) 各種計画の量の見込みに関する事	1	0	0	1	0	2
(7) 他計画に関する事、その他	0	0	0	0	8	8
合計	6	6	10	61	8	91

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 計画(素案)全般や理念・基本的な視点等に関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	SDG s 推進の川崎市なのに、その理念もあまり伝わってきませんでしたので、SDG s の観点からについても、プランに盛り込むことをお願いできたらと思います。	本市では、SDG s 未来都市として、誰ひとり取り残さず持続可能な都市をめざし、市民や事業者の皆様と連携しながら取組を進めているところです。 いただいた御意見を踏まえ、第1章「持続可能な開発目標（SDG s）との関連」において、SDG s の推進に向けた姿勢等を記載するとともに、職員一人ひとりがこれまで以上にSDG s を強く意識して各事務事業に取り組むため、第4章の事務事業ごとに、SDG s における17の目標（ゴール）を記載しました。	A
2	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさきを目指して、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」が確実に推進されることを期待します。 目標の数字だけを追うのではなく、基本理念のイメージ図にあるように広く地域全体で支え合い見守り合えるようなつながりが大切だと感じます。 子どもたちが生き生きといつまでも住み続けたい川崎市になることを期待します。	子ども・若者が健やかに育つためには、妊娠期から学齢期まで、子どもや子育て家庭を切れ目なく、社会全体で支えていくことが重要であることから、子育てに対する不安などを解消し、安心して子育てできるよう、地域の人たちを巻き込みながら、それぞれの家庭の悩みに寄り添えるしくみづくりとともに、支援が必要な子どもや家庭に必要な支援につなげられるよう、専門的な相談支援体制などの環境を整えるなど、誰一人取り残さないよう、子どもや子育て家庭を支える支援の輪を広げてまいります。	B
3	目標の達成度について、ほとんどの評価が「過不足なく目標通り」となると、目標設定や業務が過度に保守的になっているのではないかと懸念する。 過去の実績や「できそうな数字」に過度に縛られることなく、目標を設定していただきたい。	成果指標の目標値の設定については、総合計画に位置づけられた目標値と連動し、一定の水準を目安とした目標値を設定することとし、過去のトレンドや外的要因等を踏まえつつ、計画期間内に市の取組として最大限の工夫を講じた上で達成すべき目標値を設定しています。	D
4	少子化の関連要因について、川崎市の合計特殊出生率に加えて、完結出生児数を統計データとして追記すべきではないか。	少子化の主な原因といたしましては、特に若い世代での未婚率の上昇や初婚年齢の上昇など、未婚化、晩婚化の影響が大きいと言われており、その背景には経済的な不安定さ、出会い	D

		<p>の機会の減少、子育て中の孤立感や負担感、子育てにかかる費用負担の重さなど様々な要因が複雑に絡み合っているとされております。</p> <p>本市においても、第2章における図表9で未婚化、図表10で晩婚化、図表11で晩産化がそれぞれ進行していることを表す統計データを掲載し、こうした本市の社会状況を踏まえ、計画を作成しています。</p> <p>なお、より分かりやすい表題となるよう、第2章1本市の社会状況(5)の表題を「未婚化・晩婚化」としました。</p>	
--	--	---	--

(2) 施策の方向性 I に関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>3歳半健診の時に専門的な視力検査を行うことで、小児の遠視の発見率は大幅に上がり、弱視で悩む人も減ると思います。</p> <p>検査に必要な機材が高価ということもあり、日本の自治体ではあまり本格的な検査を3歳半健診で行っていないようですが、是非川崎市にこの機材を備えて頂くか、眼科医での精密検査を3歳半健診で行えるようにしていただきたいです。</p>	<p>子どもの目の機能は、生まれてから徐々に発達し、およそ6歳までに完成することから、その前に異常を早期発見し、治療を行うことが重要であると考えています。</p> <p>本市では、3歳6か月時点で行っている3歳児健康診査において、健診前に各家庭で調査票を用いて行う視力の確認と、健診当日の間診及び医師の診察を行っており、その結果、詳しい検査が必要と判断された場合には二次検査を実施しています。</p> <p>今後は、さらに子どもの視力異常の早期発見及び早期治療につながるよう、屈折検査機器を導入し、取組を推進してまいります。</p>	B
2	<p>地域子育て支援センターでは、子育て親子を取り巻く関係機関と個別に連絡を取り合いながら事業を進めています。地域子育て支援センターの連絡会には参加していますが、年に1回程度でも顔を合わせることで何かあった時の連携が取りやすくなるため、それ以外の支援機関との連絡会等も必要ではないかと思えます。</p>	<p>地域子育て支援センターでは、区ごとに開催している地域子育て支援センター連絡会などを通じて地域子育て支援センター同士の連携強化、情報共有を行い、地域子育て支援センター全体の質の向上を図っているところで、今後については、地域の子育て支援の関係機関と連携した連絡会を開催するなど、取組を進めてまいります。</p>	C

3	<p>わくわくプラザの利用者満足度アンケートは10点満点中7.6というの低いと感じますし、利用者アンケートをして改善になるのでしょうか？わくわくプラザを利用しなかった人、利用をやめた人にこそ意見を聞くべきだと思います。</p>	<p>本市ではわくわくプラザの利用者の声やニーズを把握するため、隔年で「わくわくプラザ利用者アンケート」を実施しています。</p> <p>アンケートは、プログラム内容やスタッフ対応、施設状況等、15項目について、10段階評価で回答いただいております。6点以上を満足としております。</p> <p>わくわくプラザの更なる充実のために、利用者に対してアンケートを実施して満足度を定期的に把握し、改善を図っていくことは重要であることから、引き続き取組を推進するとともに、わくわくプラザを利用していない方の意見についても重要であると考えていますので、取組を検討してまいります。</p>	C
4	<p>子どもたちがインターネットの情報にふれる時期は低年齢化しているため、子どもたちの性教育について、低年齢からの積極的な取組を推進していただきたいです。</p>	<p>インターネットを含めたメディアと子どものかかわりについては、子どもの成長において配慮が必要な項目であると認識しています。</p> <p>今後も、子どもの健診において、動画の視聴等、メディアとのかかわりを確認することなどを通じて、必要時に保護者へ助言を行ってまいります。</p> <p>また、性教育についても、低年齢のお子さんも含めた働きかけが重要であると考えており、いただいた御意見を参考とし、関係機関と協力して取組んでまいります。</p>	C
5	<p>医療費助成の所得制限撤廃と対象期間の延長を求めます。(同趣旨他1件)</p>	<p>小児医療費助成制度について、これまで助成対象年齢の拡大と所得制限額の緩和を進めており、通院助成対象年齢に関しては、平成29年4月に小学校6年生まで拡大しました。所得制限に関して、中学卒業までを対象とした入院医療費の助成については平成31年1月に廃止したことにより、一定の充実が図られたものと考えております。通院医療費の助成については、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、現時点では引き続き所得制限を設けていく必要があると考えています。</p>	D

		今後についても、本制度を含め、様々な施策に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。	
6	公園及び緑地を増やしてほしい。	公園は、小学校区を構成する町丁目の3分の2以上に設置することを目指し、公園の充足に努めており、未充足の解消に向けて、整備を行ってまいります。	D
7	子供の遊び場である公園は、サッカーやボール遊び禁止、大きな声で騒がない等、規制が多すぎて遊べないので、子どもが自由に遊べる公園にしてほしい。	公園は、他の利用者の迷惑にならない範囲で自由利用が原則となっていますが、公園内が規制された空間であるようなイメージを払拭するよう取り組んでまいります。	D
8	公園について、近隣の大人の苦情ばかりを取り入れ、子どもは何も言えない。行政は、対応の仕方を変えていただきたい。	公園の整備における子どもの意見の反映について、公園は身近な緑のオープンスペースとして、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能など、多様な機能が求められるため、公園の再整備を行う際は、日常の維持管理を行っていただいている近隣の皆様を含めた地域からの要望を勘案しながら検討を行っておりますが、今後もより一層、子どもの意見を反映させるなど市民ニーズに合った魅力ある公園として再整備を進めてまいります。	D
9	雑草が生え手入れもなく、公園の中が見えにくい。	公園の除草など維持管理については、公園利用者の快適な利用に心がけ、今後も引き続き、適切な維持管理を行い、安全で、安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。	D
10	遊具が汚くて、子どもが遊具として遊んでいるところを見た事ありません。壊れた遊具を撤去したが、付け直すこともなく、そのままの状態で放置されています。いつ直して付け替えるのでしょうか。	公園の遊具の整備については、「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化の取組として効果的な維持管理を実施しております。また、遊具の更新時には、遊具の安全基準上、再設置ができない場合がございます。今後も引き続き、遊具等の点検と適切な維持管理を行い、必要に応じて遊具の更新を行ってまいります。	D

1 1	<p>規制ばかりで子どもの居場所がありません。</p>	<p>子どもにとって、ほっとできたり、何でも相談できる人がいたり、困ったときに助けてくれる人がいるといった居場所の数は、自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等と相関関係があり、安心できる居場所は子ども・若者にとって重要なものです。</p> <p>概ね1中学校区に1か所設置していることも文化センターでは、遊びを中心とした様々な活動や主体的な活動への支援を行い、地域の子どもの居場所として利用されており、引き続き、子どもの居場所の充実に努めてまいります。</p>	D
1 2	<p>子ども・若者の制度に関する普及・啓発について、従来型の関係各部に紙媒体の情報を配布することも意義はあると思うが、興味がない人には情報が届いていないのではないか。</p>	<p>本市では、子育て世代のサポートを目的に「かわさき子育てアプリ」を運用しており、行政からの情報をプッシュ通知でお知らせしています。</p> <p>本アプリについては、1人でも多くの市民に利用してもらえるよう、ホームページやSNSを活用した広報、妊娠届時のチラシの配布など、様々な機会を活用して利用促進に努めています。</p> <p>今後も、「かわさき子育てアプリ」のほか、「かわさき子育てガイドブック」や「かわさき子育て応援ナビ」(ホームページ)等、様々な媒体を組み合わせ、関係部署と連携を図りながら、より効果的な情報提供に取り組んでまいります。</p>	D
1 3	<p>わくわくプラザにおいて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」を遵守し、小学校と調整できるのか疑問です。全ての子ども達、保護者が安心して生活ができる環境を提供していただきますようお願いいたします。</p> <p>(同趣旨他4件)</p>	<p>本市では、「わくわくプラザ事業」において、学校、教育委員会と連携、調整し、学校の特別教室等を活用して条例に規定される児童一人あたりの面積基準を満たす専用区画等を確保してきました。</p> <p>また、放課後児童支援員の配置についても、国の制度に基づき、放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じたキャリアアップ処遇改善事業を実施するなど、職員の確保に努めることで、対象児童数40人以下を一つ</p>	D

		<p>の支援の単位として、人員配置基準を満たした運営を実施しております。</p> <p>引き続き、小学校の施設の活用の促進に努めるなど、放課後等の子どもの居場所の充実を図るとともに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を遵守してまいります。</p>	
1 4	<p>川崎市では民営学童、自主学童の運営に対する補助金はなく、特に自主学童に関しては運営が逼迫しています。</p> <p>補助金をいただければ、指導員の確保も含め今より更に良い環境を整えることもできます。</p> <p>自主学童への財政支援を強く望みます。</p> <p>(同趣旨他 4 件)</p>	<p>本市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、学校施設を活用したわくわくプラザ事業を全小学校内で実施し、放課後の安全・安心な居場所の提供とともに、子育て家庭の多様なニーズにも適切な対応を図っているところでございます。</p> <p>本市の放課後児童健全育成事業は、わくわくプラザ事業によって、子ども・若者の未来応援プランにおける量の見込みに対応できることから、民間放課後児童クラブに対する助成は行いませんが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対応経費の補助のほか、下水道使用料の減免措置、廃棄物の社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援及び各種の情報提供等の施設運営に対する支援を行ってまいります。</p>	D
1 5	<p>放課後の子どもたちが健やかに育つためには、学校ではなく家庭でもない第三の生活の場について、誰でもが選択することが可能となる環境が必要であると思います。</p>	<p>本市では、全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用して「わくわくプラザ事業」を実施しており、適切な遊び及び生活の場として安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々との関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育めるよう支援し、放課後の安全・安心な居場所の提供とともに、子育て家庭の多様なニーズにも適切な対応を図っているところでございます。</p> <p>また、概ね1中学校区に1か所設置している「こども文化センター」では、児童が自由</p>	D

		<p>に来館することができ、遊びを中心とした様々な活動や主体的な活動への支援を行い、地域の子どもの居場所として利用されております。</p> <p>さらに、子どもの活動拠点・居場所として、子どもの自主的・自発的活動を支援し、それぞれの子どもに応じた成長及び地域等における活動への参加の促進に寄与するため、高津区に「子ども夢パーク」を設置しています。</p> <p>この他にも、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施し、地域で主体的に子どもの支援を行う団体が、地域や関係行政機関等と連携しながら、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援しており、引き続き、子ども若者の居場所の充実に取り組み、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に進めてまいります。</p>	
16	<p>わくわくプラザについて、コロナでの午後からの開室、台風での閉室にはとても疑問が残ります。</p> <p>全児童を対象にしていると言いながら親が働いている家庭の子どもが利用するには不十分過ぎます。</p>	<p>令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の臨時休業期間中については、児童の居場所を確保するため、教育委員会事務局と連携し、午前は学校において教職員が、午後はわくわくプラザにおいて児童の見守りを行いました。</p> <p>また、台風への対応としましては、県下のいずれかの地域に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表された場合、一律に休室としていたことで、学校の対応と相違を生じ混乱を招いたことから、学校と連携して児童の安全な居場所を確保して安全に帰宅できるよう、それぞれの状況に応じて開室または休室の判断をするよう改めたところです。</p> <p>今後も、放課後の安全・安心な居場所の提供とともに、子育て家庭の多様なニーズにも適切な対応を図ってまいります。</p>	D
17	<p>わくわくプラザは、毎日を過ごす学童としての子どもの居場所と、定員のない誰でも来られる居場所が同</p>	<p>本市では、わくわくプラザで国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児</p>	D

	<p>じな事にそもそも無理があると思います。</p>	<p>童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。</p> <p>わくわくプラザでは、全ての児童を対象に分け隔てなく受け入れて実施しており、放課後等を安全・安心に過ごせる居場所として、学校施設等を活用して実施し、居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援してまいります。</p>	
18	<p>現状の「地域子育て支援センター」を利用する人は減少傾向にあるので、地域子育て支援センターでの一時預かりや、オンラインの子育て支援を併せて実施するなど、より実効性のある施策を加えていく必要があると思います。</p>	<p>地域子育て支援センターは、地域において子育て親子の交流の促進や相談援助などを実施し、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちを支援するなど大きな役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、オンラインを活用した講習を開催するなど、利用者のニーズに寄り添った支援を行っています。</p> <p>また、今後については、地域子育て支援センターを併設する保育・子育て総合支援センターにおいて、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の支援を行うとともに、各センター間の情報共有を図るなど、質の向上に努めてまいります。</p>	D
19	<p>ふれあい子育てサポートセンター事業と産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業が連携してコーディネートを行うことができれば、担い手育成やコーディネート費用の問題を解消でき、より効果的に実施できるのではないかと思います。</p>	<p>ふれあい子育てサポート事業は、援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互による育児援助活動を行うことを目的としており、産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業は母親等に体調不良等があり、育児又は家事を行うことが困難な家庭をヘルパー派遣によって援助することを目的としております。</p> <p>2つの事業の目的や事業内容が異なることから、それぞれ専門的にコーディネートを行っておりますが、利用者の利便性を高めるため、引き続き連携した広報を行うなど取組を進めてまいります。</p>	D

(3) 施策の方向性Ⅱに関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>小中高校にスクールカウンセラーの全校配置、学校教員の加配や養護教諭の複数加配などを検討していく必要がある。</p>	<p>スクールカウンセラーについては、市立中学校及び高等学校の全校にスクールカウンセラーを配置しており、生徒の様々な相談を受けているところです。</p> <p>また、市立小学校及び特別支援学校には、要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣し、保護者の相談にも応じています。</p> <p>さらに、令和4年度からは、学校巡回カウンセラーを増員し、特に小学校における相談体制の充実を図ります。</p> <p>教職員定数については、法令に基づき定められておりますので、引き続き改善に向けて国の法改正による定数措置を求めてまいります。</p>	B
2	<p>保育・子育て総合支援センターでは、「地域子育て支援センター」や「認可保育園の一時保育」とは別の枠組みで、地域子育て支援の充実を図ることになるのでしょうか。</p> <p>地域子育て支援センターの運営団体や一時預かりを行っている保育園等と保育・子育て総合支援センターの連携があればよいと思います。</p> <p>また、訪問型の子育て支援が求められていることも踏まえ、専門職による支援に加え、地域に住む人々を子育て支援の担い手として巻き込んでいくような支援が必要であり、地域の子育て支援をコーディネートするような役割が組み込まれるとよいと思います。</p>	<p>保育・子育て総合支援センターが実施する地域子育て支援センター事業及び一時保育事業は、事業内容としては民間施設等と同一の枠組みにおいて実施しておりますが、保育・子育て総合支援センターでは、「公立保育所」、「地域子育て支援センター」、「区保育総合支援担当」が一体となって機能強化を図ることで、より効率的、効果的な支援を展開するものでございます。</p> <p>また、地域子育て支援センターの運営団体や一時預かりを行っている保育園等との連携については、保育・子育て総合支援センターで連絡会や研修を実施し、課題の共有や情報提供の場を設けております。</p> <p>さらに、保育・子育て総合支援センターでは、専門職による相談支援等、子育て家庭に寄り添った支援に加え、ボランティア養成講座等を実施しており、子育て支援のネットワークづくりに取り組むとともに、「保育・子育て支援拠点」として、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進してまいります。</p>	B
3	<p>人間としての在り方生き方の軸をつくるためには、教科書だけでは不十</p>	<p>本市では、人間としての在り方生き方の軸をつくることを重点施策と位置づけ、キャリア在</p>	D

	<p>分で、I Tを活用したG I G Aスクール構想で、人間としての素養を養うことは難しいと思います。</p> <p>(同趣旨他 1 件)</p>	<p>り方生き方教育を推進しています。キャリア在り方生き方教育では、「同年齢・異年齢の人たちとの触れ合い」「地域での活動」「児童生徒にもっとも身近な大人である保護者や地域の理解や協力」などが重要であると考えています。一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、取組を進めていきます。</p> <p>なお、かわさきG I G Aスクール構想により、I C T環境の整備や活用を進めていますが、I C Tの活用はあくまで手段であり目的ではないと考えています。予測不可能な時代を生きていく子どもたちが、必要とされる力を確実に身につけていくために、これまで積み上げてきた教育実践の成果の上に、I C Tを活用した最先端の教育を取り入れ、そのベストミックスを図っていくことで、子どもたちの成長をより支えていくことにつながるものと考えています。</p>	
4	<p>施策6では、豊かな人間性を育て幸福な人生の基礎を築くための子ども時代はどうあるとよいのかについて、学力だけが必要か、ご研究いただけましたらと思います。</p> <p>(同趣旨他 2 件)</p>	<p>全市立学校で取り組む「キャリア在り方生き方教育」では、社会の変化に柔軟にたくましく対応する力と態度を育むことが重要であると考え、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うことと共生・協働の精神を育むことを目指しています。今後も、学力とともに子どもたちの自尊感情や規範意識、人と関わる力等を小学校段階から計画的・系統的に育てまいります。</p>	D
5	<p>乳幼児保育の機会・対象拡大について、共働きや心身の不調などの特別な理由を有する養育者だけでなく、「希望する場合」は保育所での保育を可能とすべきではないか。</p>	<p>保育所は、就労等の事由により保育を必要とする保護者に代わって保育を行う児童福祉法に基づく施設であることから、利用にあたっては就労等の保育を必要とする事由が必要となります。</p> <p>なお、このような保育を必要とする事由がない場合にあっても幼稚園の利用のほか、保護者</p>	D

		の方が週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭のため、お子さんを家庭で保育できない方が希望する場合に、認可保育所等で実施している一時保育事業の利用が可能となっています。	
6	幼稚園について、延長保育の枠が少なく、ニーズは満たされていないと感じているため、枠や機会の増加を促進するような施策を実施できないか。	本市では教育時間外の預かりを行う園に対する独自補助を行うことで実施園数拡大や預かり時間の長時間化等の促進に取り組んでおります。 今後についても、幼稚園で多様な幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。	D
7	認可外の園に通う保育の必要性がある家庭は幼児教育・保育の無償化の37,000円の対象になりますが、保育の必要性がない家庭だと対象外であったり、県に届出していない園では全く対象にならなかったりという不平等があり、是正すべきです。	幼児教育・保育の無償化については、国の制度に基づき実施しており、給付に関わる認定が必要なことから、認定区分によっては保育の必要性の有無が求められるほか、対象施設については一定の基準を満たす必要がありますことを御理解くださいますようお願いいたします。 なお、申請等の手続きについては、国の制度	D
8	幼児教育・保育の無償化制度は複雑化してしまい、申請書類が多くなったり市町村をまたいだりと大変な労力が必要になっています。 これは園の職員だけでなく、申請を受ける側の市の職員の労力も互いに大変なものとなっています。	に基づくものではございますが、様式等において工夫してまいります。	
9	日本語が十分に理解できないため、適切な支援を受けられず貧困につながるケースがあるので、学校の国際教室における日本語指導の充実が必要である。	日本語指導が必要な児童生徒の支援については、国際教室の設置や、非常勤講師による巡回を実施して指導の充実を図っています。 併せて、児童生徒の母語が話せる支援員を一定期間各学校に配置する事業も実施し、日本語学習の初期段階や学校生活への適応を支援しています。 また、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者と学校が相談しやすい環境整備を進めるため、通訳者の派遣や通訳機器の配置等を実施しています。	D

		今後も一人ひとりの実態に合わせた支援の充実に努めていきます。	
1 0	日本語が十分に理解できないため、適切な支援を受けられず貧困につながるケースがあるので、夜間中学を南北に複数設置することが必要である。	<p>夜間学級については、過去5年間の在籍者数は、30名以内で推移しており、対象となる生徒は全員受け入れることができています。</p> <p>このような状況から、生徒の実態に応じた教育課程の編成や日本語指導の充実、教職員の配置などから、市内の他地区での新規開設については、慎重に検討を重ねていく必要があります。</p> <p>本市では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援に取り組むため、現在の西中原中学校夜間学級の充実に優先に取り組んでまいりたいと考えています。</p>	D
1 1	GIGA スクールについて、どのようにIT環境を充実させるのか、メンテナンスのフォローもできるのか明確にさせていただきたいと思います。	本市においても、令和2年度中に、学校に高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）と児童生徒1人1台端末を一体的に整備したところです。学習用端末については、故障等に対応するため保守サポートを含んだリース方式により導入しました。令和3年度からは、授業等に活用し、指導内容の充実に図っており、引き続き、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでまいります。	D
1 2	一時保育実施数の適正化について、保育園での一時預かりという枠だけではなく、もっと柔軟に利用者ニーズに対応できる支援を広げることができればよいと思います。	一時保育の利用者は、就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、平成29年度をピークに減少しているところですが、地域によっては予約が取りにくいといった声も伺っていることから、地域のニーズや実施施設の分布状況を踏まえながら、サービス提供体制の最適化を図ってまいります。	D
1 3	一番近くて安全な遊び場所は、各小学校内だと思います。子どもたちが下校してすぐに安心して遊べるように、学校の敷地の一部に小さなプレーパークを作れないでしょうか。	都市化が進む本市において、子どもたちが外でボール等を使って自由に遊べる場は大事だと考えています。地域住民にとっても大切な拠点である学校という資源を有効に活用して、地域と連携しながら小学校の校庭開放の仕組みづくりを進めていきます。	D
1 4	川崎市の学校、特に中学校の校則が、全国的に見直しされていることに	学校生活のルールは、集団生活や社会規範について適切な指導を行うために各学校で定め	D

	<p>ついて、教育委員会が調査し、各学校長の判断に留まらず、教育委員会や校長会などで情報を共有し、生徒、保護者の意見を取り入れながら、人権侵害の起きない学校生活を送れるようにしてください。</p>	<p>ていますが、学校生活のルールを児童生徒自身が見直す活動は、自らの課題意識を高め、より良い学校を自主的に作っていかうとする態度が醸成されるものと捉えています。</p> <p>各学校では社会環境や児童生徒の状況の変化なども考慮し、児童生徒の声や保護者の考えを取り入れて、実情に応じて見直しや検討を行っているところです。</p> <p>本市では、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、さまざまな教育活動を推進しており、子どもたちの人権感覚の育成とともに、教職員の指導力の向上に向け、取り組みを進めています。</p> <p>今後も研修等の機会を通じて、学校の人権意識の向上に努めていきます。</p>
--	--	---

(4) 施策の方向性Ⅲに関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>施策7の計画期間における方向性の中で、養育困難な家庭の把握・予防、親子の分離・子どもの保護、社会的養護の充実が打ち出されているが、親子の再統合支援の充実については、方針として明確に言及されていない。是非、再統合支援の充実も方向性において明言してほしい。</p> <p>また、再統合の在り方の検討や業務に従事する職員枠も増員してほしい。</p>	<p>親子関係再構築については、第5章「児童家庭支援・児童虐待対策の推進」の施策の方向性6において、推進項目として位置付けており、充実に向けて取組を推進してまいります。</p> <p>また、本市においては、児童家庭支援の観点から親子の再統合支援の充実が重要であると考え、今後も計画的に推進していくことから、御意見の趣旨を踏まえ、「増加する児童虐待や複雑困難化する児童相談に対し、迅速・適切な初期対応及びその後の親子関係再構築支援の充実に向けて、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童相談所職員の増員と人材育成、警察・司法・医療機関との連携等の取組を通じて児童相談所の体制強化を進めていきます。」に修正します。</p>	A
2	<p>第2章の図表25が示しているのは、「社会的養護の下にある児童数推移」ではないか。</p>	<p>第2章図表25については、現在里親家庭や施設で生活をしている児童数の推移であるため、「社会的養護の下にある児童数推移」がタイトルとしてより適切であると考え、御意見の趣旨を踏まえ、素案で示している図表25（変</p>	A

		更後は図表27に該当)はタイトルをその趣旨に沿ったものとしました。	
3	一時保護件数の推移について、定員を超過し、一時保護所のひっ迫状況が続いている現実があり、対応すべきである。	本市においては、一時保護児童の権利擁護を目的とした中部児童相談所一時保護所の建替えを計画しており、御意見の趣旨を踏まえ、第6章の社会的養育推進計画において、一時保護体制強化に向けた取組について記載しました。	A
4	第2章の図表26について、国や調査機関等のアンケートでも属性を分けて記載されており、それをもとに提言や政策立案がなされていると理解している。属性ごとのアンケート結果を表記することが望ましいと考える。	第2章図表26については、本市においても、属性を分けて記載することが適切であると考え、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、図表26(変更後は図表28に該当)を属性ごとの表記としました。	A
5	児相への相談手段も、LINEに代表されるような一般に普及しているコミュニケーションツールも、取り入れることはできないか。	令和2年7月から、神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開始し、ポスター、カード、チラシ等を作成し児童及び保護者あてに周知を行いました。引き続き、子どもや子育て中の保護者が気軽にアクセスし、相談しやすい環境整備してまいります。	B
6	児童相談所において、分離を担当する職員と、再統合を担当する職員をある程度分けることで、再統合を進める際の実親等関係者の協力も得られやすくなると考えられ、ケースをシームレスに見守る立場のケースワーカーの業務について、専門的知見から支援する職員をさらに配置してほしい。	本市においては、現在、一時保護等の介入時から家族再統合まで継続かつ一貫した支援を行うことができるよう、地区担当の児童福祉司を相談調整担当の児童福祉司がサポートしながら組織的に対応しています。 一方、増加する児童虐待相談・通告に対応する中で、経験の少ない職員の人材育成などを課題と認識しており、今後は、児童相談所職員の人材育成計画との整合性を図りながら、「介入」と「支援」を分離する児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、本市の実情にあった児童相談所の体制のあり方について検討してまいります。	C
7	難しいケースも増えてきているなか、児童福祉司側のスキルアップは必要だと思います。 児童福祉司の増員、スキルアップについてももう少し具体的な方法・目標があるべきだと思います。	児童福祉司の増員については、国の配置基準とともに計画的な採用の考え方も踏まえた職員配置計画を検討し、併せて、効果的な人材確保策について、取り組んでまいります。 また、人材育成について、児童相談所の職員は、職務の遂行上、児童及びその家庭への支援	C

		に関する幅広い専門的知識が求められておりますので、こうしたスキルを獲得するための中長期的な人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築等について、検討を進めてまいります。	
8	児童相談所について、家庭復帰にあたり、親のトレーニングやスケジュールもみえず、プログラムがない中で、乱暴な復帰になってしまうことが無いよう、子どもの最善の利益という観点から、プログラムを組んでほしいと思います。	親子関係再構築支援の推進にあたっては、個々が抱えている課題等について、地域資源を活用しながら家族支援を実施していくことが必要であると認識しております。 また、保護者支援プログラムについては、保護者の特性に合わせて活用することが重要であり、医療機関等の専門機関との連携も含めて、支援の充実に向けて検討を進めてまいります。	C
9	中央療育センターの通園は現在、週5日のクラスがなく、中重度でも週3日の通園となります。子どもたちは残りの2日、民間事業所に通うことになり、毎日同じ場所に通うことができません。今後は希望すれば週5日通園できる体制を整えたいと思います。	地域療育センターのクラス編成は、管内の通園利用対象児童数や建物の部屋数などの状況を勘案し、各センターにて行っております。 また、通園日数については、各センターにおける通園クラスの編成結果によって、週の最大通園日数を設定しています。 地域療育センターを通じて、障害が中重度のお子さん（特に就学が近づく年中・年長児）については、週5日の登園を希望する要望等をいただいていることを把握しておりますので、今後も地域療育センター運営法人と共に協議を進めてまいります。	C
10	第2章の図表25について、ニーズがキャパシティを超過しているため、結果としてこのグラフが横ばいになっているのではないかと。	代替養育を必要とする措置児童数は、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、増加する見込みであると考えています。	D
11	ふるさと里親事業の実施件数について、現状として記載されているのは登録世帯数であり、実際の実施状況が不明である。ふるさと里親として実施された事業件数についても表記すべきではないかと。	本市では児童養護施設等で生活する児童が家庭的な雰囲気を経験してもらうとともに、里親の養育体験を深めるため、ふるさと里親を事業化しています。 本計画においては、より多くの方が里親制度自体を知ってもらうきっかけや、短期間であっても社会的養護の必要な子どもに対する支援の必要性などを重要視する視点から、活動指標	D

		として設定しており、今後も、登録世帯数の確保に向けて取り組んでまいります。	
1 2	「里親制度推進事業」の一環として、「転入里親研修」により更新扱いとする運用や、他自治体と調整し、「転出里親の認定引き継ぎ」をすることで、里親の増加を期待できるのではないかと。	様々な事情により、転入、転出となることは、里親家庭においても生じる可能性があることから、里親御本人の意思を確認した上で、本市からの転出の場合は、転出先の児童相談所等への情報共有を行い、本市への転入の場合は、フォostリング機関等と適切に連携を図り、本市の登録里親としてご活躍していただけるよう、今後も支援を行ってまいります。	D
1 3	<p>中学や高校などの総合的な学習の時間に、「子どもを支える社会的制度の理解」について、教育機関に出前授業することを制度化し、悩んでいる本人のみならず、困った知人に対しても助言できるような環境が作れると良いのではないかと。</p> <p>また、子どもへの教育を通じて、現在の親世代の児童相談業務等の理解も深まるのではないかと。</p>	<p>学校においては、子ども自身が自分の権利を理解し、正しく行使することにつながるようにするとともに、大人も子どもも自分の存在を肯定し、自信をもって生きることや他者を尊重して生きる姿勢を育む「子どもの権利学習」を着実に推進してまいります。</p> <p>また、児童虐待防止に向けた普及啓発については、市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要であり、子どもに向けた啓発についても、多様な関係機関等の協力を得ながら推進に努めてまいります。</p>	D
1 4	児童相談所において、児童福祉司、児童心理司を増員し、レベルアップを図ることは大歓迎ですが、増員した職員が短期間で担当が変わる現状をどう良くするのか、という視点を盛り込んでください。	児童相談所の職員については、引き続き増員及び人材育成に努めるとともに、通告の受理・安全確認・初期調査といった初期対応から、評価・診断を行う総合的なアセスメント、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結までの一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織として継続的な支援を行うことで適切に対応してまいります。	D
1 5	「特別縁組成立後の子の養育・自立への支援」を「里親制度推進事業」における取組として、明示的に打ち出してはどうか。	<p>「特別養子縁組」は、子どもの福祉の増進を図ることを主眼に置いており、縁組の成立後には実の子と同じ親子関係となる点が制度上特筆すべき点であると考えられます。</p> <p>縁組成立後の支援の在り方については、里親登録の有無に関わらず実施をしていくことも必要であると考えており、本市では、「里親制度</p>	D

		<p>推進事業」の「④NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援事業の実施」における相談支援として、ピアサポート事業にて実施している特別養子縁組サロン等の活用により、特別養子縁組が成立された方についても広く、日々の子育ての些細な悩みや相談ができる場の提供を行っており、今後も特別養子縁組成立後の御家庭に対する支援を実施してまいります。</p>	
--	--	--	--

(5) 子ども・若者を取り巻く個別課題に関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>児童養護施設の高機能化、多機能化を目指すためにも、職員の処遇改善が必要である。現在は、保育所保育士との処遇改善の格差があり、人材確保にも支障をきたしている。</p>	<p>児童養護施設や乳児院等に入所する児童等については様々な課題を抱えており、ケアニーズの高い児童への支援を強化するため、施設職員、職員の確保、定着や育成が重要な課題と認識しており、施設職員の処遇改善についても、川崎市社会的養育推進計画に位置付け、更なる職員の処遇改善に向けて取組を進めてまいります。</p>	B
2	<p>子どもや若者のケアラーの存在が、大きな社会問題になっている。有効な実態調査を行い、有効な手立てを講じていく必要がある。</p>	<p>子ども・若者やその家庭が抱える課題はより複雑・多様化し、周囲から見えづらく、支援の手が届きにくい新たな課題も表出していると認識しており、ヤングケアラーもそうした新たな課題の一つであると考えておりまして、これまで、地域みまもり支援センターや児童相談所をはじめ、各相談機関が連携し、支援を要する子どもや子育て家庭の様々な課題に対応してきたところです。</p> <p>いわゆるヤングケアラーと言われる状況も含め、様々な生きづらさを抱える子ども・若者が自らSOSを発信でき、地域・学校・行政等、周囲がそうした子ども・若者のSOSをしっかりキャッチできるよう、わかりやすい周知・啓発等について、関係局と連携して検討してまいります。</p>	C

3	<p>児童養護施設では、新生児を含む6か月未満の入所児童が増加し、夜間の授乳、呼吸チェック、病児対応等で職員は仮眠をとれない状態で夜間勤務に当たっている現状がある。夜勤体制の改善が求められる。</p>	<p>24時間365日の運営が求められる施設においては、日勤者及び夜勤者の体制を確保することもなかなか難しいことから、入所する乳児等が1日を通して安心して安全に生活できる環境づくりに向けて、施設職員の処遇改善等の検討を進めてまいります。</p>	C
4	<p>児童家庭支援センターの専門性を活かし、身近な地域で専門的な知識・技術を活用した相談支援を推進するためには、人件費に加え事業運営費の増額も必要である。</p>	<p>児童家庭支援センターにおける相談・支援については、児童虐待の未然防止にも大きく資する取組であると考えており、充実に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>また、地域の見守り体制の構築・充実に向けては、子育て世代包括支援センターと、令和4年度に区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」とを一体的に運営するとともに、児童家庭支援センター等の地域の関係機関における相談支援機能の強化を図りながら、個別的、専門的な支援に取り組んでまいります。</p>	C
5	<p>保育園利用が難しい要支援世帯に対し、優先利用や減免措置などにより、一時保育や、ショートステイ・デイステイの利用がしやすいような仕組みがあると良い。</p>	<p>子育て短期利用事業については、児童家庭支援センターの相談機能を活用しながら、子育ての早期の段階から支援が必要な家庭と繋がることにより、一時保護に至ることなく、在宅での支援ができることから、児童虐待の予防においても大変重要な事業であると考えています。</p> <p>事業の安定的な運営及び利用者の視点に立って、事業の充実に向けて検討を進めてまいります。</p>	D
6	<p>子育て短期利用事業について、緊急のお産や予定日を過ぎた場合などは、日程の調整が困難な場合があるため、ショートステイ里親を創設し、その活用を提案する。</p>		
7	<p>ショートステイ、デイステイのニーズは高く、独立した事業として人員配置の見直しと運営費の拡充が必要である。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>		
8	<p>児童の処遇の向上のための、安定した運営費の確保及び定員の設定に関する暫定ルール廃止を希望する。</p>	<p>施設の運営に関しては、全国一律の制度を基本とし、さらに、地域の実情に応じて各自治体が独自の規定等を策定し、一部補助等を実施しています。</p> <p>また、定員の設定に関しては、近年はコロナ禍の影響も考えられることから、国の動向を注</p>	D

		視し、適切な対応をしております。	
9	里親制度について、新たな担い手の確保のためには、川崎市としても啓発に力を入れるべきである。市政だよりへの掲載を積極的に行ったりするなどのバックアップが必要であると思う。	<p>里親制度については、その周知、広報が大変重要であり、制度の内容を知っていただくことが、なり手の確保に結びつくものと考えています。</p> <p>そのため、今後もフォスタリング機関のほか、本市ホームページや市政だより等の活用により、広く市民の皆様に周知できるよう努めてまいります。</p>	D
10	『里親』『ふるさと里親』のネーミングについて、名称を変更することで、保護者の同意が取れやすくなるのではないかと思う。(同趣旨他1件)	<p>里親は社会的養護が必要な子どもたちを支える存在であることから、研修等の機会を通じて里親としての心構えや知識等を学んでいただいたうえで、登録を進めていただいております。</p> <p>里親・ふるさと里親の名称の使用にあたっては、そもそもの制度や主旨等を十分に御理解していただく必要があると考えます。そのため、今後も広報、周知等の活動に合わせ、保護者の方への説明も丁寧に行うよう努めてまいります。</p>	D
11	養育里親と養子縁組里親の両方の登録は可能になったが、再度、研修が必要であり時間を要する。研修の一本化を検討して欲しい。	<p>里親は社会的養護が必要な子どもたちを支える存在であることから、それぞれの種別において、研修等の機会を通じて里親としての心構えや知識等を学んでいただいたうえで、登録を進める必要があると考えております。</p>	D
12	子どもの貧困対策については、親を孤立化させず、地域で子どもの生活や教育を支える仕組みが必要である。教育と福祉が連携することが効果的であるため、親のニーズや課題を聞き取る専門家を各役所や市民館等に配置して、相談しやすい体制が必要である。	<p>子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が背景にあることから、身近な相談・手続きの窓口である各区地域みまもり支援センターにおいて、様々な相談支援業務を通じて、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行っております。</p> <p>地域の見守り体制の構築・充実に向けては、子育て世代包括支援センターと、令和4年度に区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」</p>	D

		とを一体的に運営するとともに、児童家庭支援センター等の地域の関係機関における相談支援機能の強化を図りながら、個別的、専門的な支援に取り組んでまいります。	
1 3	子どもの権利条例にもとづき、児童虐待は許されないことを明確に市民に示す必要である。啓発にとどまらない指導や改善につなげていく必要がある。	児童虐待の未然防止に向けては、市民一人ひとりの児童虐待問題への理解と、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識が重要となるため、多様な関係機関と連携し、普及啓発活動を推進します。 また、児童及び保護者に対する支援については、関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	D
1 4	児童虐待対策について、行政や学校の職員が研修を行い、具体的な事例を参考にしながら理解を深めることが必要である。職員によって理解度に差が生じてしまうことが課題である。	他の行政機関や学校など関係機関の職員が児童虐待防止への理解を深めることは大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会を活用した研修や川崎児童虐待対応ハンドブック等の活用などにより、児童虐待に係る知識の向上等を図ってまいります。	D
1 5	社会との接点が少なく取り残されている子ども・若者に対して「子ども食堂」など、彼らの居場所づくりと支援を広げていくことが重要だが、NPOなど民間の力に頼っている状況があるので、市として公助の観点から助成を拡充するなど必要である。	「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施し、地域で主体的に子どもの支援を行う団体が、地域や関係行政機関等と連携しながら、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援してまいります。	D

(6) 各種計画の量の見込みに関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	「里親委託率対象児童」と「里親等への委託可能性がある児童」の用語が記載されているが、違いが判らなかったので、区別できるような説明を追記してほしい。	「里親委託率対象児童」については、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設等の入所児童数を控除した数を示しています。御意見の趣旨を踏まえ、第6章の「代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進」に明記しました。	A

2	<p>一時保護の委託先について、措置児童の委託先については表記があるが、一時保護の委託先については表記がない。措置児童と同様に、里親家庭における一時保護委託も含め、委託先ごとに、量の見込みと確保方策に関する記載が必要ではないか。</p>	<p>児童の一時保護を行う場合には緊急性を考慮し、児童にとって安全、安心な場所の確保を行うことが大変重要です。</p> <p>近年は件数も増え、また、様々な家庭環境や障害の有無等についても総合的に検討した上で一時保護を行うため、委託先については既存の施設等に捉われず、臨機応変に対応しています。</p> <p>一方で、児童の心身の安定や、安心感をもって生活ができる場の確保は重要であり、その一つが里親家庭であるという御意見の趣旨を踏まえ、更なる里親確保のため取組を進めてまいります。</p>	D
---	--	---	---

(7)他計画に関すること、その他

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>無料でできるPCR検査場を設置してほしい。</p>	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、新型コロナウイルス感染症に関する検査については、これまで国において検査の医療保険適用や唾液を用いたPCR検査の導入、抗原検査キットの導入など、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備が進められてきたところです。</p> <p>今後についても国の動向を注視し、神奈川県と連携を図りながら対応していきます。</p>	E
2	<p>住民の合意のない再開発は行わないでほしい。</p>	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、再開発計画に関する地元への周知については、これまで事業進捗に伴い、都市計画法や環境影響評価に関する手続きにおいて、地元住民等に対する説明会のほか、任意の説明会を開催するなど再開発計画の周知を図り、また、計画が決定されるよりも早い段階で情報提供の場を設けることなどにより、丁寧な説明を行ってまいりました。</p> <p>今後の開発についても、こうした取組により、市民の皆様に御理解をいただけるよう努めてまいります。</p>	E

3	<p>環境局では環境教育についての施策を実行していらっしゃると思いますので、環境局と連携なされてこのプランに活かしていただけたらと思います。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、地球温暖化や失われつつある生物多様性などのさまざまな環境問題に対処していくためには、一人ひとりの行動変容を促すことが不可欠であり、環境配慮行動を促す仕組みの基盤である「環境教育・学習」について、さらなる充実・強化を図っていく必要があります。</p> <p>社会状況の変化に対応し、今後、より効果的・持続的に環境教育・学習を展開していくために、本市では「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」を策定し、関係局と連携し取組を進めております。</p>	E
4	<p>子育て世帯への臨時特別給付について、川崎市が、所得制限撤廃すれば他自治体にも波及するかと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、子育て世帯への臨時特別給付金については、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、一定所得以下の子育て世帯に給付を行うこととされており、特に感染症の影響を強く受けると考えられる世帯を対象としたものと理解しておりますので、本市においては、国の基準に基づいて支給することといたしました。</p>	E
5	<p>生田浄水場跡地にフロントOWNのような施設を整備するのであれば、せっかくの地域交流の場所として、一部を子どもたちに解放してもらえないでしょうか？</p>	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、生田浄水場跡地（フロントOWN生田）は、川崎フロンターレが運用し有料にて利用いただく「スポーツ広場」と、川崎市にて運用し無料で利用できる「ふれあい広場・多目的広場」がございます。ふれあい広場は開場時間中は開放しており、遊具や親水施設もございます。</p>	E
6	<p>日本語が十分に理解できないため、適切な支援を受けられず貧困につながるケースがあるので、市民館等における識字学級の充実に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、市民館における識字学習活動事業については、外国人市民等が日本で生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学習を支援するとともに、学習者と支援者（ボランティ</p>	E

		ア) が共に学び合う関係づくりを促進し、多文化共生社会の実現を目指していきたいと考えています。	
7	学力調査・学習状況調査の学年拡大は止めるべきである。	<p>本意見については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、昨年度の中央教育審議会答申においては、教育データの利活用を通して個別最適な学びと一体的な充実を図ることで、子どもたちの資質・能力を育成することを示しております。本市におきましても、その趣旨を踏まえ、さらなる教育活動の質の向上を目指しているところでございます。</p> <p>市学習状況調査はこれまで、小学校5年生と中学校2年生の2学年で定点的に実施してきました。今年度、GIGAスクール構想がスタートしたことで、個人の学習進度や理解度に応じた指導が可能となる環境が整ったことから、調査の対象を、学習が難しくなり、つまずきが生じやすい小学校4年生から中学校3年生までの6学年に拡充し、各学年における学習のフィードバックを適切に行い、学習内容の確実な定着につなげてまいりたいと考えています。</p> <p>また、毎年調査を行うことにより、同一の集団の学習履歴を経年で把握することが可能となるため、習熟の程度に応じた指導や集団による一斉指導など指導方法の有効性等の分析も可能となるものと考えています。</p>	E